

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和3年4月から）

・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。
（平成24年東京都条例第155号及び平成24年東京都規則第175号）

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										その他	実務要件	経過措置	
			居宅介護 養成研修 （1級） （1級） 課程	居宅介護 養成研修 （2級） （2級） 課程	訪問介護 （1級） （1級） 員	訪問介護 （2級） （2級） 員	介護職員 基礎研修	行動援護 養成研修 （注1） （注1） 従事者	実践（基礎 養成研修 及び実 践研修） （注1） （注1） 従事者	強度行動 障害支援 養成研修 （注1） （注1） 従事者	国立障害 者リハビリ テーション センター 大学院 障害学 科	居宅介護 職員初任 者研修				介護職員 初任者 研修
居宅介護	○	○	○	注2 30%減算	○	注2 30%減算	○					注2 30%減算	注2 30%減算			
行動援護	注4	注4	注4	注2 注4	注4	注2 注4	注4	注3	注3			注2 注4	注2 注4		注3	注4
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○					注2	注2	注5		
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6				○	注2 注6	注2 注6			
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注7）															

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）実務経験3年以上。（居宅介護については30%減算）

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

（注3）知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した者

（注4）**令和6年**3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

（注5）サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

（注6）同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）の修了者

（注7）重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】＊ 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

〔居宅介護・行動援護・同行援護〕

① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置

③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置

④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所の利用者の数が50人又はその端数を増す毎に1人配置

〔重度訪問介護〕

① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置

③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置